

行税法では農業共済保険による保険金に総合計算して課税せられるため、農家負担を増加してゐるから、所得税の課税対象から除外せられたいとの趣旨であり、願意は妥協と思われまゝ。請願第九百四十五号、第九百九十二号、第九百九十三号、第九百九十五号、第九百九十七号、第九百九十八号、第九百九十九号の各件は、いずれも銀行従業員給与に對して現在大蔵省が干渉、統制してゐることは不當であるから、これらの排除方策を講ぜられたいとの趣旨であり、そのような傾向は一応考へられますので、何らかの措置をすることが適當と考えられます。

請願第九百九十六号及び第九百九十八号は、金の地金の自由販売制が實現されると価格が上昇し、輸出向陶磁器関係業者は甚大な影響を受け、又陳情第五百九十号は、貴科医学、医業の前進を阻止し、国民保健向上の努力を失わしめるから、自由販売制を取上げないか、価格に一定の制限を設けられたいとの趣旨であり、請願第九百九十六号は、労働力の再生産に必要欠くべからざる社会保険料を課税対象とするとは不合理であるから、所得税の課税対象から除外せられたいとの趣旨であり、その願意は妥協と考へられます。

請願第九百九十七号は、東京都北区にある旧軍用財産を基本的公共施設に利用せしめるため、地方公共団体に無償譲渡及び貸付の特例に関する法律を制定せられたいとの趣旨であり、請願第九百九十八号は、鉱工業労働者に對して労務加配酒制度を存続せしめられたいとの趣旨であります。請願第九百九十九号及び第九百九十九号は、在外資産が価値不明のまま賠償に充てられ

ることは関係者の忍びがたいところであり、連合国との賠償交渉の際にも詳細な資料が必要であるから、政府は在外資産の調査をこの際行われたいとの趣旨であり、請願第九百九十九号は、昭和二十六年産米の超過供出分に對し、又陳情第五百四十二号は、超過供出の奨励金に對して共に免稅せられたいとの趣旨であり、いずれも妥協であると考えられます。請願第九百九十九号及び陳情第五百三十九号は、理容美容業収入は勤勞の對価であるから、勤勞所得者に準じた取扱ひをせられたいとの趣旨であり、研究を要するものと考えられます。よつて以上の各件はいずれも採択すべきものと決定いたしました次第であります。陳情第五百五号は、輸出促進のため、日本輸出銀行業務方法書を改正し、利率の引下げ、融資金額の増額等の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、願意は妥協と考へられます。

陳情第四百四十三号は、宮崎県の特殊事情を考慮して、行政改革の際にも九州財務局宮崎財務部を存置せられたいとの趣旨であり、陳情第四百五十五号は、合理化資金、設備資金の調達のために、不動産担保を目的とする専門銀行を再開せられたいとの趣旨であり、陳情第五百六号は、絹スフ織物工業者の金融難打開のため、市中銀行の門戸開放、商工中金の資金源増加等の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、いずれも願意は妥協と思われまゝ。陳情第七百六十一号は、岡山県佐山開拓地は現在もお占領軍の接収下にあり、又予備隊等の演習候補地に挙げられてゐるが、講和発効を機会に開拓者に拂下げられたいとの趣旨であり、この趣旨に副うよう善処すること

が妥協と考へられます。陳情第七百八十五号は、關稅法改正に當り、港灣管理の自主性と責任、行政の簡素化、税關と管理者との業務調整等を考慮せられたいとの趣旨であり、關稅法改正の際考慮すべきものと考へられます。よつて以上の各件は、いずれもその願意は妥協と考へられますので、採択すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。
○委員長(平沼騷太郎君) 只今御報告のありました請願及び陳情につきましましては、小委員長の報告通り決定することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(平沼騷太郎君) 御異議ないようでありますから、そのように決定いたします。

○委員長(平沼騷太郎君) 次に国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求める件、塩専売法の一部を改正する法律案、製塩施設法案(予備審査)、地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案(予備審査)、右四案について提案理由を聴取いたします。

○政府委員(西村廉己君) 只今議題となりました国有財産法第十三條の規定に基き国会の議決を求める件について御説明申し上げます。

現千代田グラウンドは、皇居外苑の一角にありまして、皇居外苑を公共福祉用財産といたしました際、普通財産として残されてゐたものであります。これを外苑の一環として整備運営することが適當であると考えられますので、ここに国会の議決を経るため提案

した次第であります。何とぞ御審議の上速かに御承認あらんことをお願い申し上げます。

次に只今議題となりました塩専売法の一部を改正する法律案はか二法律案につきましまして、提案の理由を御説明申し上げます。

先ず第一に塩専売法の一部改正の法律案であります。その提案の理由は、現行塩専売法の規定によりまして、公社が苛性ソーダ、ソーダ灰等の化学製品の製造の用に供する者に塩を売渡す場合には、一般の売渡価格より低い特別価格で売渡すことができることとなつておりますが、このほか、新たにくじら、にしん、さけ、ます、たら等の漁獲物の塩蔵用塩につきましまして、これらの漁獲物の塩蔵の費用を引下げて、塩蔵関係食品を低廉な価格で供給いたしましたため、特別価格で売渡すことができることとしたのであります。

これが塩専売法の一部を改正する法律案の提案理由でございますが、特にこの法案につきましましてお願いを申し上げますのは、内容を御審議の上適當とお認め頂きますれば、只今こゝにいた漁獲物の最盛期に入つておりますので、若し法案が可及的速かに御成立頂きますならば、極めて仕合せと存する次第でございます。

次に製塩施設法案につきましまして、その提案の理由を御説明申し上げます。この法律案は、国内における塩の生産を維持増進し、以て日本専売公社の行方塩に関する国の専売事業の健全な運営に寄與するため、塩田等の改良、新設又は災害復旧事業の費用について公社に補助を行はせると共に、製塩施設

の保全及びその効用の維持のため所要の措置をとることを目的としたものであります。

その内容の概略を申し上げますと、先ず、塩田等について暴風、洪水等による災害があつた場合には、現在、塩田等災害復旧事業費補助法に基いて、災害復旧事業の費用の一部を補助金として交付してありますが、この現行補助法の規定をこの製塩施設法に吸収することとしたいたしました。次に、現行の補助法におきましては、災害復旧事業の事業費のうち災害にかつた塩田等を原形に復旧するのに必要な金額を基準として補助金を算定することになつてゐるものであります。が、原形復旧が著しく困難又は不適当な場合に、これに代るべき施設を設けるときには、原形復旧に必要な金額を超過する部分、即ちいわゆる超過事業費につきましまして、一定の比率で算出した金額の範囲内の補助金を交付することとして、塩田等の災害復旧事業費補助の制度に改善を加へることとしたのであります。更に、塩田防災施設等の改良又は新設につきましても、予算の範囲内で、その事業費の一部を補助金として交付することとしたのであります。

以上申しましたほか、この際、製塩施設の保全措置のための規定を設けることとしたしております。即ち、製塩施設を製塩以外の目的に供しようとしたときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならないこととして、製塩施設を他の用途へ転換することを制限いたしますと共に、製塩施設に隣接する地域又は水域において、製塩施設を損壊し、又はその効用を低下させる虞れがある施設を新設しようとする

する者に対し、公社は、製塩施設の効用の維持保全に必要な予防施設を設けるべきことを指示することができるといいたしたのであります。

最後に地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年におきまして、国は、地方公共団体の支弁にかかる職員給与の改善の財源に充てるため、五十一億七千九百五十万円の政府資金を都道府県及び五大市に貸付して貸付けたのであります。

この貸付金は、昭和二十三年から同二十五年までの間に半年賦元利均等償還の方法で償還することとなつておりましたが、その元利の償還状況を見ますと、昭和二十五年末における償還未済額は、三十五億三千八百六十五万五千円に上つております。今回、地方公共団体の財政状況に鑑みまして、昭和二十四年度以降において償還すべき分まで償還されていない金額については、これを免除することとすると共に、都道府県に對しましては昭和二十一年度分以前の還付税のうちにまだ当該都道府県に還付されていないものがありますので、これは還付しないこととする措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

なお各地方公共団体の償還状況が必しも同一でありませんので今回の貸付金の免除の措置に伴いまして各地方公共団体の間に不均衡が生じますが、この点につきましては昭和二十四年度分以降の償還済額は当該地方公共団体の昭和二十七年の地方財政平衡交付金

の算定に用いる基準財政需要額に加算することによつて調整を図ることとしたしております。

又、貸付金の貸付を受けた都道府県は、五大市を除くその管内の地方公共団体に対し、その貸付金のうちから更に貸付等をいたしておりますので、都道府県は、管内の地方公共団体に対する貸付金等につきましては、成るべく速やかに国の都道府県に對する今回の措置に準じまして、債務の免除及び償還額の還付の措置をとるべき旨を併せて規定いたしてゐるのであります。以上がこの三法案の提案の理由でございますが、何とぞ御審議の上速やかに御賛成頂きますようお願い申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に塩専売法の一部を改正する法律案、右について内容説明を聴取いたします。

○政府委員(久米武文君) 塩専売法の一部を改正する法律案、これは皆様よく御存じの通り、塩蔵漁獲物の製造の用に供する塩につきまして、塩の特別定価を設けるといふことが各方面の御要望でございます。国会両院を通じて非常に強く御要望になつておりましたのでございまして、政府といたしましても、その御要望に應える意味におきまして、実は昨年の二月に閣議決定をいたしまして、政府提出案を用意いたしましたのでございしますが、当時占領下にございまして、実は司令部の一部のセクションでございしますが、物価を担当する部面におきまして、塩蔵用塩について特別価格を設けることに反対の担当官がございしましたために、政府提出法案の国会提出が思うようになり運ばなかつたのでございします。皆様そ

の辺の事情はよく御承知と思ひますが、その後、昨午に政府提出法律案が非常に困難な状況になりました直後に、自由党、民主党、社会党各党の政調でいろいろ御相談の上、三党の共同の議員提出法律案というものが用意されました。昨午秋に三党の相当重要な地位に立たれたから司令部折衝が行われたのでございします。併しその際にも、依然この司令部の極く一部の担当官の反対がありまして、一種の握りつぶしの状況にあつたのでございします。その後いろいろ折衝を続けて参つたのでございします。

なお、ちよつと念のため申し上げておきますが、昨年春の政府提出法律案の司令部のOKの問題につきましては、正式の拒否はなかつたわけではございません。正式のOKもない。従つて司令部としては、返事がなしという形でもつて握りつぶされたのでございします。それから秋の三党の共同提案の司令部折衝の際もそれと似た状況でございしました。最近司令部折衝を重ねました結果、三月に入りまして司令部の正式のOKがとれましたので、取急ぎ国会に提案の手續をとつた次第でございします。

衆議院におきましては、かねて各党の要望している政策が司令部の正式のOKを得られたのであるという意味におきまして、提案の即日、全員一致を以て委員会を通り、即日本会議に緊急上程されて衆議院を通過いたしました。それは四月二十六日でございます。政府といたしましては、この塩蔵用塩は各党の御要望をこの法案に盛り込んだ意味で、一日も早く成立させたいという趣意を念願いたしております。

実は五月成るべく早い日にこれを実行に移したいという含みでございましたが、なおこれと関連いたしまして、一般の塩蔵の問題につきましては、専売公社といたしまして国内で生産する塩の生産を合理化する、或いは公社における取扱の諸経費を節約する。又外国から輸入する塩につきましても、その輸入価格についてできるだけ安い有利な塩を買付ける。又輸入した塩の回送、保管等につきましても、できるだけ経費を節約する、そういうふうな意味における経費の節約によりまして、一般に塩価を引下げるといふ努力を従来続けて参つたのでございしますが、その努力の極くほんの一部ではございしますが、五月一日から一般用塩をトン当り五百円値下げをいたしました。

さてその塩蔵用塩の問題に戻ります。塩蔵用塩といたしまして予定いたしましたおりまます漁獲物は、くじら、にしん、さけ、ます、たら、いわし、この六種を予定いたしております。この塩蔵と申しますものは、御承知の通り単に塩魚という意味ではございしませんで、塩蔵の製品につきましては、農林省水産庁関係の農林物資規格法という昭和二十五年法律第七十五号によりまして、塩蔵製品には規格検査を行うことに相成つております。この法律に基きまして農林省告示で、塩蔵製品の規格が告示で出てきまつておるわけでありまして、例えて申しますと、塩蔵のにしんと申しますものは、初め生にしん百に対して三十以上の塩を加え、そうして二十晝夜以上塩漬けた後、更に百に対して五十以上の塩を漬け足す。そういうふうなものが塩蔵にしんの規格になつておる。以下さけ、

ます、たら等につきましても、それぞれ塩といたしまして三五%或いは二五%、いわしの場合には二〇%というふうな率もきまつておりますが、こういうふうな塩蔵製品は水産庁系統の規格検査がございしますので、塩蔵の定義というものはその規格検査のほうからのおずから出て参るわけでございます。

なおこの塩蔵用塩を幾らにするか、特別価格の問題につきましては一般価格よりも二千円安くするといふ予定でございまして、主として使われまふところの粉砕塩の吸入り、いわゆる包装粉砕塩と申しまするか、これが現在トン当り一万五千五百円でございます。これは五月一日に五百円の値下げした後の一万五千五百円でございます。この一般価格から更に二千円を引くといふのが新しい特別価格として想定しておるところでございます。所要の塩の数量は、最近の統計によりましますと、くじら、にしん、さけ、ます、たら、いわし、この六種の塩蔵製品に使用いたしました塩の実績が、昭和二十三年度一万六千八百八十九トン、二十四年度一万六千五百二十九トンというわけでございまして、大体本年度、二十七年は、十二カ月フルに見まして大体一万八千トンくらいではないかと見込んでおります。従いましてフルに十二カ月を見込みまして一万八千トンと抑えました場合に、財政上のと申しますか、専売公社の歳入歳出に及ぼす影響というものは、年間三千六百万円程度でございします。この塩蔵関係食品の塩を安くするといふことによりまして、例えば従来非常に大漁、よく獲れた大漁の場合、塩が高いために塩蔵製品にならずに肥

料、こやしになつてしまふ分が相当あるのではありませんが、そういうふうなものが特別価格を設けることによりまして、塩蔵の食品でなく、従来食品に廻らなかつた分まで食品に廻つて来る、ここに農山村に對する動物性蛋白質の供給量の増が期待できるということでありまして、その面からおのずから供給が殖えることにより価格の低下を期待できるという狙いでございませう。なお塩の一般的な需給関係、生産等の関係につきましては、間もなく製塩施設法のほうが衆議院のほうからいづれ廻つて来ると思ひますが、製塩施設法のはうの際にも十分御説明申し上げたいと思ひます。取りあへず塩蔵関係につきまして概要説明をいたしました。

○委員長(平沼彌太郎君) 質疑を行います。

○黒田英雄君 今の政令で定めるといふのは、さげ、たら、いわし、三種だけですか。

○政府委員(久米武文君) くじら、にしん、さけ、ます、たら、いわしの六種であります。

○黒田英雄君 ぶりなどは入りませんか。

○政府委員(久米武文君) 入りません。

○菊川孝夫君 さんまなどは……。

○政府委員(久米武文君) さんまも入ります。

○菊川孝夫君 この塩の関係でちよつとお尋ねしたいのは、従来から輸入塩は大体中国あたりから来たのが多いのではないかと思ひますが、今一体どこから来ているかということ、それから中国等から今仮りに買えるかということ、

トン当りの値段、それから今輸入しているものの値段との開きはどのくらいか、この点を一つお伺いしたいと思ひます。これに関連して第二点は、大体塩蔵用にしんにはむしろ岩塩を使つたほうがいいのではないかと思ひます。が、今は主としてどういふ塩をこの特別価格で廻されるのか、その点を……。

○政府委員(久米武文君) 輸入の、どこから来るかという問題であります。が、御承知の通り中共貿易が現在ありまふので、現在は中国の塩といふものは参つておらんわけではございませう。台湾からは十万吨足らず参ることに相成つております。その他大体主産地といふものは紅海、地中海の沿岸でございませう。エジプト、スペイン、イタリア等でございます。それから輸入の価格につきましては、これはその産地における塩そのものの価格、いわゆる原塩そのものの価格といふものは大体三ドル乃至三ドル五セントといふ程度のものでございまして、現在高くなつてゐるものは船賃でございませう。船賃を含めましてCIFの価格は予算上二ドルに見て参つたのでございませう。最近の事情では、本年度上半期は大体十八ドル前後に落着く見込みでございませう。現在九月までの買付の契約を大体やつておられますが、その状況から申すと、十八ドル又は十八ドルを割つてゐるものも相当ございませう。台湾の塩等は十三ドル五セントぐらゐまでのものがございませう。それからこの塩蔵用塩は数量的に申しますと、外国から輸入いたしますと、内産の原塩、これは主として内地塩、内地で造ります塩田の塩に比べると大粒なものでございませう。この大粒な原

塩をそのまま使うことも稀にはございませうけれども、普通はその原塩を砕きました粉砕塩、これが主たるものでございませう。なお内地の塩田で造りましたところの白塩も若干使つております。

○菊川孝夫君 そういたしますと、今の御説明によると、トン当り今のような地中海、紅海岸から買わなければならぬということになると十八ドルかかる。台湾ものが十三ドル五セントだ、こういうお話ですが、そうしますと大体中共貿易が仮にできるといふことになると、十三ドルぐらゐで入るといふことは考へてよろしうございませうか。もつと安くするのですか、これは仮定ですが。

○政府委員(久米武文君) 若しそういう仮定の場合ですけれども、大体その前後の価格ではなからうか、普通のマリナーケツトといふものを仮に想定いたしますれば、そういうことではないかと思ひます。

○本村謙八郎君 ちよつと今に關連して……先ほど最近予算で見積つたよりは塩の価格が安く入りそうだといいことですが、それは運賃が安くなつて来たのですか、それとも工業塩の原価そのものが安くなつて来たのですか。

○政府委員(久米武文君) 運賃が安くなつております。

○本村謙八郎君 それから中国から買ふ場合に、十三ドル辺といふものと、長蘆塩あたりを買つたらちよつと安いのではないですか。青島あたりから来たところの……もつと九ドルか、勿論十ドル以下じゃないですか。

○政府委員(久米武文君) そちら辺のところは何とも申しかねるのですが、台湾あたりの普通のオフアー、向うの、この塩を買つてくれないうかという商売上の申出としては十五ドルぐらゐの相場を向うでは呼んでおりますけれども、こちらは十三ドル五セントを目途として只今買つております。

○本村謙八郎君 台湾じやなく、中共側を聞いてゐるのです。

○政府委員(久米武文君) 中共側の値段はちよつと何とも私からは申しかねます。

○本村謙八郎君 これははつきりした数字はないのですけれども、すでに安本あたりでやつてゐるのですから、どのくらいかわかつてゐるでしょう。勿論おつしやなくてかまいませんが、そんなことを考慮する必要はないじやないですか。

○政府委員(久米武文君) 大体台湾の価格の前後と思ひますが、若干安い場合もあると思ひます。

○黒田英雄君 化学製品の特別価格はいくらくらいですか。

○政府委員(久米武文君) 黒田委員のお尋ねのほうにお答えいたしますが、化学製品のほうは、只今はソーダ灰及び苛性ソーダにつきまして特別価格を認めてゐるわけではございまして、これは、現在は塩化ナトリウムの含有量によりまして、その度数によつて価格は違つております。それから、又どこで引渡すかという引渡場所によつても価格は違つておりますが、大体中庸を得ましたところの九・二・三の程度の原塩を例にとりますと、大体平均いたしまして八千二百八十前後という程度に御了解願ひたいと思ひます。それが四月三十日までの価格でございませう。

て、五月一日から、それから約二ドルの引下げ、七百二十四程度引下げました。従ひまして、八千二百八十見当から七百二十四引きますから、七千五百六十見当、これが平均的な価格だと御了解願ひたいと思ひます。これは、苛性ソーダ、ソーダ灰のソーダ工業につきましては、特に厳格な原価計算をいたしまして、とにかくコストは割らないという意味の、裸の実費を抑えておるわけでありませう。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと黒田委員にお願いしますが、一つ質問のときには委員長長の許可を得て頂きたいと思ひます。

○波多野豊君 この法律案は、食料塩蔵物の値段を安くするといふ目的なんですね。だとすると、今二千四見当上げて、一万三千四見当ですか、で売ろうという、たつた二千四下げたためにそれでどれくらい下るのですか。まあいわしにしましても殆んど問題ないんじやないか、いわしの値段に及ぼす影響といふものは……。

○政府委員(久米武文君) この政策の面から申しまして、塩蔵用塩の特別価格を下げる限度は、塩蔵用塩の面から見ますと、塩蔵漁獲物の供給を豊富にし、その価格を下げるという面から見れば、成るべくその引下率が高いことは望ましいのでありますが、大体この粉砕塩、塩蔵用に使ひます塩の原価を見ますと、まあ二千四程度の引下げに止めることが、要するにコスト計算の面から見まして適當ではないかというところで抑えておるわけでありませう。なお、仮にここで以てしんの例をとりますと、しんの塩蔵は三五％の塩を使うと、それで、その場合に製

品中における所要の塩の価格というものは二割と見ておきます。それからたらの場合には一割五分弱、くじらの場合には二割九分弱、それからさけ、ますにつまましては、魚そのものの値段が比較的高いために、この比率はやや下りまして五割以内に相成るといふうな見込みを立てておきます。いわしの場合には大体一二割くらいではなからうかと考えておきます。

○波多野野郎 塩蔵物の、塩蔵魚類の原価の中で塩が占めている率はそんなに……一番高くても二〇%ですね。まあ今度その一割見当くらいに下げるといふのでしよう。殆んど価格には影響ないじゃないですか、この場合二〇%の一割なんだから……。

○政府委員(久米武文君) そういう見方もございませうが……。

○波多野野郎 見方じゃないよ、事実だよ。

○政府委員(久米武文君) 塩を使いまして、塩蔵製品にするか、或いはこやしにしてはつたらかすかという境目のところの採算のところは、非常に微妙な段階でございまして、少しでも塩を安くするということによつて算盤に乗るわけでございます。これは、千円で下げるものが確かに実際問題として塩蔵製品の生産を殖やすゆえんだと考えております。

○波多野野郎 国民に蛋白質を供給することが必要だということば、もう食糧政策の重点なんですよ。そこで、その蛋白質を供給するために塩蔵を奨励したいという考え方なんですよ。だからその肥料にするか、塩蔵にするかの境界のところを考えないで、どうしたら多くの蛋白質を国民に供給し得るかという見地から、この塩の特別価格を定めて行くということではなくちやならんじやないですか。何だか変じやないかな。その目的とやり方が食い違つていような気がするのです。

○政府委員(久米武文君) 只今御説の点は、誠にそういう点がございませうが……大臣が見えましてから私の答弁、ちよつと中断いたします。

○波多野野郎 中断しなくてもいいじゃないか。答えたらどうですか。(笑)

○政府委員(久米武文君) この塩蔵用塩につきましては、塩蔵漁獲物を安いのが政策の基本でございませう。そのためには、塩蔵用塩の特別価格を二千元というこでなしに、或いは三千円とか、或いは四千円とか引くということが望ましいという御意見も確かにあると思ひます。併し今塩事業の損益計算は予算的な問題が伴つておりますので、一応この程度の特別価格で以て実施したいというふうを考えております。

○波多野野郎 何でしよう。化学工業のほうに拂下げる塩はトン当り約半額で、一万五千円に向つて七千五百円になる半額です。これくらいやれば、化学工業のほうのいくらか塩を安く特別価格で売つてもらつたほうの事業は、或いは供給量を殖やすという目的にはかなうと思ひます。今の塩蔵用の塩をたつた二千元下げるといふことは、その程度に止めるということとは、何だか羊頭狗肉のような感じがしてしやうがない。

○政府委員(久米武文君) ソーダ灰、

苛性ソーダ等の化学ソーダ工業用塩につきましては、これは予算上は二十ドルの岩塩でございませう。でありますから、塩の原価が安いのでございませう。それから一般用塩のほうは、内地で塩田から採納いたします分は、これは大体予定通り行けば六十万トン、実際には五十万トンくらいにとどまるかと思ひますが、これはトン当り一万三千円で塩業者から採納いたします。それからそのほか輸入関係から約四十万トン程度廻つて参ります。そのほうは先ほど申しましたソーダ工業のもとになるところの原塩と同じ塩でございまして、つまりその実効上は十八ドルくらいになるかと思ひますが、そういうふううにソーダ工業は岩塩だけにによつておる。それから一般用塩は内地採納塩のほうが多くて、それよりも少いところの輸入塩を併せ使つておるといふことで、塩の事業としての損益を見たり、原価計算をするときの基準がちよつと違つておるわけでございます。そういうところから只今御指摘の点の原因があるのではないかと考えております。

○波多野野郎 その岩塩ですね。岩塩をこの塩蔵用の塩に廻すわけにはいかんでしようか。安い岩塩のほうを先ず下げて廻すということにするわけには行かんではやうか。

○政府委員(久米武文君) 粉碎塩につきましては確かに岩塩を粉碎いたしますのですから、そのものとして押えまするならば安いものであるわけでございますが、いろいろ塩事業全体の損益の点はいろ／＼ございませうので、取りあへずこういうふうなことでスタートしたいと考えております。

○波多野野郎 これは結局塩専売公社ですか、これの經理の問題にひつかかつておると思うのですがね。それならばそちらのほうも十分検討しながら塩蔵用の魚類を豊富に国民に供給するのにはどうしたらいいか、そういう点を考えなければ、これだけを出して来て、たつた二千元ばかり下げるといふのは、それは話にならないと思ひます。それは全く羊頭狗肉ですよ。

○政府委員(久米武文君) 日本専売公社といつたしまして、塩の取扱に關する諸経費を成るべく下げる、それから内地製塩につきましては、生産の合理化或いは政府の低利資金を供給するといふような方法による生産コストの低下、或いは輸入原塩につきましては、輸入の価格の引下げ等に努力いたしまして、安く買入れて公社内部の諸経費を節約して安く売るといふことは、先ほど申しました通り、公社が従来努力して来たところでございまして、五月一日から実施いたしまして、一般用塩トン当り五百円の値下げというのものが、いろいろ従来の努力の一つの経過的な現われてございまして、今後ともそういう努力を續けて参るつもりでございませう。予算の面につきましては、塩事業の損益の点につきましては、今後なお十分な検討を加えまして、今後なおその下げ得る余地を作つて参るといふことが我々の願望でございませう。

○本村福八郎君 輸入塩を成るべく安く輸入することに努力するといふお話ですが、先ほど菊川さんへの御答弁によつても、中共から塩を輸入するといふことは今まではなかつた、できなかつたのですけれども、今後そういうことも研究せられるのですか、ここから輸入すれば、これが最も輸入価格を安くすることだと思ひますが、併し、いろいろ政治上的の問題、外交上の問題がありますから困難とは思ひますけれども、これは研究もされたことはないのですか、そういう点一つ。それから正確に中共から輸入した場合、本當にどのくらい輸入できるかどうか、この点さつきのでは非常に曖昧で、台湾と大体同じくらいだといふお話ですが、正確なところを調べて一つお願いしたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) この供給源の如何を問はず、安い塩がどこにあるかといふことにつきましては公社としてはいろ／＼考へてはおります。又香港貿易等の運用につきましてもいろいろ考へておりますが、それ以上只今のところ何とも申し上げられませう。

○本村福八郎君 価格の点は後で調べて下さいませう。

○政府委員(久米武文君) はい。

○委員長(平沼騷太郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(平沼騷太郎君) 速記を始め下さい。

それでは御質問もまだあるやうでございますが、この法案は次回に譲りまして、「当せん金附証票法の一部を改正する法律案」について大蔵大臣に対する質疑を行います。

○小林政夫君 簡単に言いますと、宝くじをいつまでやるおつもりであるか、事務当局に対する質疑においては成るべく速やかに止めたいということとでありませうが、特に今度の改正規定によつて第三條の目的を「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充

つすることだと思ひますが、併し、いろいろ政治上的の問題、外交上の問題がありますから困難とは思ひますけれども、これは研究もされたことはないのですか、そういう点一つ。それから正確に中共から輸入した場合、本當にどのくらい輸入できるかどうか、この点さつきのでは非常に曖昧で、台湾と大体同じくらいだといふお話ですが、正確なところを調べて一つお願いしたいと思ひます。

○政府委員(久米武文君) この供給源の如何を問はず、安い塩がどこにあるかといふことにつきましては公社としてはいろ／＼考へてはおります。又香港貿易等の運用につきましてもいろいろ考へておりますが、それ以上只今のところ何とも申し上げられませう。

○本村福八郎君 価格の点は後で調べて下さいませう。

○政府委員(久米武文君) はい。

○委員長(平沼騷太郎君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(平沼騷太郎君) 速記を始め下さい。

それでは御質問もまだあるやうでございますが、この法案は次回に譲りまして、「当せん金附証票法の一部を改正する法律案」について大蔵大臣に対する質疑を行います。

○小林政夫君 簡単に言いますと、宝くじをいつまでやるおつもりであるか、事務当局に対する質疑においては成るべく速やかに止めたいということとでありませうが、特に今度の改正規定によつて第三條の目的を「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充

てゐるため「云々」というような、何人にも否定できないような目的をはつきり

おいてこの法律を出しになつて、宝くじの発行を続けて行こうというような意図がこの改正法案自体からは見受けられるのでありますが、併し事務当局の御答弁だとそうじゃないので、地方自治団体のほうの目的と併せて考えるだけだ、実際においては成るべく速やかに宝くじの発行はやめたいというやうな答弁であります。大臣のお考えはどうであるか、又これと関連をして、この増増金附貯蓄の取扱に關する法律というものを基いて、増増金附貯蓄定期預金というものが相当行われており、これもやはりこの増増金附貯蓄票法と同様に、第一條において「経済の現状に即応して、当分の間」ということが言われておるのであります。こゝをいつまでも継続して行くといふことは面白くない、一方に當せん金附の証券が発行されておれば、やはり一般市中銀行も貯蓄資金吸収のために増増金附貯蓄をやらなければならぬといふやうなことで、兼ね合になつて、我々としては取あへず今度の法案が出たのを幸いに、一應宝くじといふものは発行を停止するといふやうな措置を考えたのであります。併し大口のほうで増増金附定期預金等が行われておる現状においては、そのほうも併せて考えなければならぬといふ氣持でおるわけでありまして、その点又最近提案されておる国民貯蓄債券法においても同様の抽籤によつて増増金を附する道も開いておるといふやうな点から考へて、大臣の御意図はこゝ言つた増増金附貯蓄或いは當せん金附証券等について、ど

ういうお考えがあるか、お教へを願ひたい。

○國務大臣(池田勇人君) 國民の射倖心をそそるといふやうな健全な経済の運営には望ましくないといふことは異論のないところであらうと思ひます。併しその射倖心といふものを或る程度利用いたしまして、貯蓄の増強その他を図るといふことも、これは今の段階としては止むを得ない措置ではないかと思ひます。従ひまして射倖心をそそのめる程度問題によつて余ほど考へなければならぬと思ひ、宝くじ等のごときは私は成るべく早くやめたい、こゝういふ考へを持つておるのであります。それから當せん金附定期預金、無記名預金等も同様ですが、これは一定の利子を附け、一定の利子以上の分につきましてこれを當せん金附でやるといふのは、宝くじほどの弊害はないではないか。私はこれは當せん金附の無記名預金といふものは、今の現状におきましては私は早くやめるわけには行かぬと思ひ、無記名預金のうち七割余りをこれで占めて、四千億圓をこれで行つておるのであります。これは今すぐやめられない。経済の正常化が行われて、そゝういふことをしなくても貯蓄ができるという見通しがつきましたらこれはやめてもいいと思ひます。こゝ数年はまだ続けて行かなければならぬ。一般の増増金附の債券といふことになりまして、これは明治時代からやつております。又關東震災のときもやり、この制度は私は今後も続けて考へられる制度じゃないかと思ひます。ただ問題はこゝの低利の長期の貯蓄を集めるための社債券でありますので、社債を出す場合には増増金を附け

たほうが便利がいいといふときにやるのであつて、今のところでは國庫が発行する貯蓄債券には附けないつもりでおります。が、情勢によつたら附けるといふことにいたしておるのであります。だから事柄が射倖心を募るといふのが、これは原則としてはよくないのでございまして、程度問題によつて善処する。だから原則に立ち返る場合におきましては宝くじのようなものは成るべく速やかに……行ないたいと思ひます。段階を置きましてできるだけ早い機会に正常に返したいといふ氣持を持つております。

○小林政夫君 増増金附貯蓄が四千億程度であるといふことは現状であります。併しこれは増増金が附くから四千億もたまつておるのではなく、恐らく無記名貯蓄であるといふことに相當魅力があると思ひます。源泉課税で五〇%の税金をとられる、併し増増金をもらつても増増金には税金が附かないといふやうな点から行くのであります。そゝういふ意味において貯蓄の奨励になるといふことは言えますが、必ずしも最近はこの源泉課税率の引下げの問題も恐らく考慮されておると思ひます。併し、そゝういふ面を考へて、その増増金を附けなければ四千億の貯蓄がないとは私としては考へられないのでございまして、むしろ無記名であるといふところに貯蓄が集まるといふ原因がより多くあると思ひます。従つてこの増増金に税金を附けない、その分だけが、この定期預金の利

子の減税になつてゐる。その分をならして考へればこの源泉課税率五〇%は安くもできるし、そゝうして全体的に安くしたほうがむしろ貯蓄奨励になるのではないかと、今までの情勢で増増金を附けるといふことをいつまでも続ける必要がないんじゃないか、法案を作られたときも當せん金附証券と全く符節を同じくして経済の現状に即応して当分の間といふことになつておるわけでありまして、これはインフレ高進期における恐らく産物であつて、大蔵大臣が暫く言われたやうに、日本経済も安定しておるといふことであれば、こゝういつたことをいつまでもお続けになる必要はないと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 議論のあるところですが、小林さんの議論と私の議論は大体合つておると思ひます。現状がこゝでございましてから早くやめるというわけには行きませんが、理想はそゝういふことをやらなくてもいい、併しこゝういふことをやめるといふことになりまして、やはり数多い中でございましてから、一定の利子はもらつて、そゝうしてそれを超えた分を一つ當せん金に考へる人もあるものであります。これは人情の機微でございまして理窟通りには行かない。併し徐々に理窟通りに行かすのが政治でございまして、だんだんお説のやうなふうに行きたいと思ひます。

○大矢半次郎君 ちよつと今に關連して伺ひますが、無記名預金の七割が増増金附の分、それが四千億といふふうに聞きましたが、そんなに無記名預金があるものでございましてか。

○國務大臣(池田勇人君) 定期預金の

中の七割近くでございまして。それで無記名とは必ずしも一致いたしておりません。無記名預金のほうは二月の十一日に始めましたが、大体二月中に即ち十九日間に二百八十億集りました。それから三月中に三百億、日に十億ぐらゐ集りました。二、三月で五百八十億、今四月の十日までの分が来ておりますが、四月の分で十日間で八十一億圓、こゝうなつております。二月中は十五億圓程度、三月中が日に十億圓程度、四月が毎日八億圓、こゝう来ておるのであります。そゝうしてこれに振替り

がございましてから、大体ネットの増が二百五十億、三割乃至三割五分、四割ぐらゐがネットの増、こゝういふつもりであります。だん／＼増加が鈍つて参つておりますが、併しこの無記名預金制度によりまして私は年内に五百億程度の純増が期待し得るのではないかと、こゝう思つております。

○大矢半次郎君 無記名預金のうち増増金附といふのはどの程度でございましてか。

○國務大臣(池田勇人君) 増増金附無記名預金といふのでございまして、無記名預金のうち増増金附は殆んどないのではないかとと思ひます。今の増増金附の分が記名預金の分もありまして、必ずしも本當の名前の分でないものもあるかも知れません。

○大矢半次郎君 各銀行で無記名も増増金附でやれるといふことを宣傳して盛んに吸収しているやうな感じが、銀行局長さん如何でしょうか。

○政府委員(河野通一君) 大体はつきりした数字を擧げておりませんが、大体半分ぐらゐは増増金附の無記名じゃないかと考へております。

○小林政夫君 今のはこの前予算委員会のときに資料をもらったので、割増金附貯蓄の取扱い、それに該当する割増金附貯蓄が四千億くらい、先ほど重ねて大臣に質問した、意見を述べたのは、この宝くじについては成るべく早くやめたいが、この割増金附貯蓄については、宝くじをやめたいと考へられてはいるほど成るべく速やかにやめるといふお気持ちが最初のお言葉のときになつたので、特に伺つたわけでありすが、これはどの程度に、一方貯蓄増強にはいいのだということ、宝くじをやめても割増金附貯蓄のほうは続けて行くというお考えですか。それとも同じようにお考えになつておりますか、もう一遍重ねて伺ひたいします。

○国務大臣(池田勇人君) 同様に考へておりません。先ずやめるとすれば宝くじ、そしてその次に割増金附の定期預金、この割増金附の定期預金を今やめるといふことになりすが、必ずセンセーションを起しますから、これはまだ当分続けて行きたいが、往々く往々はやめて行きたい、こういうのであります。

○大矢半次郎君 国民貯蓄債券のようなものは明治以来随分長くやつていたというお話であります、今度の立法はやはりこれも当分の間というふうになつておりました、そこにギャップがあるやに窺われますが、これは普通の割増金附定期預金よりもつと長くやるおつもりなんですか、それとも大体割増金附の定期預金をやめるような場合には、これもやはりやめようというお考えなんですか。

○国務大臣(池田勇人君) 債券の割増金というのは私は長くやりたいという気持ちであるのであります。併し今度御審議願います貯蓄債券につきましては、これは今のところは割増金を附けることにしておりましたが、情勢によつては附けて行きたい、附けなければならぬといふことがあるかも知れませんが思つておられます。そのときは私は附けて出すべきだと考へております。

○木村義八郎君 簡単に質問します。これは厚生大臣にも質問しようと思つたんですが、根本の社会福祉の増進のために要する費用の財源をどういう形で確保するといふことは非常に姑息なこと、その社会福祉に關する財源について大蔵大臣は基本的にどういうお考えを持つてゐるか、これはこういう問題の重要性の考へ方なんです、大体社会福祉の増進の費用に充てるためにこういうものを認めるといふこと、そういうことがそもそ問題じゃないかと私は思ひます。ですから基本的な財源について予算上財政上基本的などういふ形でこれを調達すべきかといふことについて、大蔵大臣はどういう考へを持つておられるか伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) これは政治の根本でございますから、社会福祉の増進といふことは、これはもう第一番に考へなければなりません。併しここで「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため」といふのは、社会福祉以外の一般の財源に充てるのであるといふことは好ましいことではないのでございますから、若しやるとすればこういうふうに政府が政治の根

本と考へておるものに先ず使つていふことで制限をしたほうがいいのじやないか、こういうのであつて、これはあなたたは社会福祉といふことを簡単に政府が考へておるとお思ひになるかも知れませんが、政府はそういうことを強く考へておるからこういうものが社会福祉に使われて行く、こういう気持ちであるのであります。

○大野幸一君 この三十五億で今予定されておる社会福祉の事業といふものは、具体的にどういふものが予定されてゐますか。

○政府委員(河野通一君) 代つてお答え申し上げます。特に先般の委員会でもお答え申し上げたのでありますが、三十五億のうちで政府の収入になりますものは大体八億程度と考へておりますが、この八億は特にどの種目に紐を付けてどうするといふことではございません。社会福祉の事業のために大体数百億の予算の支出があるわけでありすが、このうちの財源の一部にこの八億程度のものを充てて参りたい、こういうつもりでおるわけでありすが。

○小林政夫君 この法案とは直接関係がありませんが、ついでに大臣がおられるときにもう一つ聞いて置きますが、割増金附貯蓄で今の無記名の場合に利子の源泉課税が五〇%あるが、割増金に對しては課税しないといふこと、これをならして一つの税を考へた場合、一体課税率はどのくらいになるのですか。大臣わかりますか。(笑)

○国務大臣(池田勇人君) 余りよくわかりませんが、お答えいたします。(笑)

○大野幸一君 今までの経過がございましてお話のようにギャップがあります。

○木村義八郎君 先ほど銀行局長のお話では、政府が社会保障費として繰込んでいる中の一部になるといふことでありますが、先ほど大蔵大臣が政府でいろいろやられるその以外に使うのだ、そういうお話しやないんですか。

○国務大臣(池田勇人君) いや以外とは申してありません。ただこういう目的のためにやるんだといふので、好ましくない宝くじ等に一つの目的を持たす、こういう考へでおります。

○木村義八郎君 それは大体八億でございすが、そういうものをこのいふ形でどうして調達する必要があるか、そのところが問題だと思ひます。こういう形でなく、はつきりとした形で財源を調達できないかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) はつきりした財源は税その他でやつております。併しお話の通りに宝くじといふものは好ましいものじやない、その好ましくないものには何か衣を着せなければなら

ん。(正直なことを言つちやつたね)と呼ぶ者あり、(笑)

○菊川孝夫君 この宝くじは最初に売出した当時は相当魅力がありました、我々も一枚、二枚買つてみたこともございすが、今日ではもう魅力はなくなつたといふふうに思ひます。考へます、これはまあ個人的な感覚かも知れませんが、これは最初に始めた当時と今日とは売行きはどうかといふうな工合になつておるか、これが一つ、もう一つはどちらかといふと定期預金に割増しを附ける、元金は返つて来るのであります。割増金は利息が少し少いだけでありすが、それが、ところがこれはもう外れたら全然ふいになつてしまふものでありますから、どうしても賭博的な性格を帯びておる。従つてこれが運営に當りまして、いわゆるやもしますととら銭を使うといふようなことを地方へ行つては言われております。地方の銀行家あたりの意見を聞いてみました場合には、この宝くじに宣伝費等を使つて、むしろ健全な貯蓄奨励を阻害している向があるといふようなことの陳情や意見を聞いたのであります、その点について宣伝費等について、一体どれだけ割増金が付いておつて、それから宣伝費がどのくらいについているか、この点を一つ御説明願ひたいと思ひますが、総計三十五億発行しました場合に、宣伝費は一体どれだけ使つか、それから印刷費にどのくらい拂つて、そしてこれが政府に入るから金が八億と、こういうことになるのですが、それをもう一遍どのくらいの割合になつてゐるか、一つお知らせ願ひたい。

○政府委員(河野通一君) 代つてお答え申し上げます。発行額に対する売さばき額、つまり消化率の率であります。これは発行総額の金額によりまして一率には申上げられませんが、大体昭和二十年度から始めておりますが、非常に消化のいいときで九〇〇程度、悪いときで七四、五〇、大体八〇〇前後がならしたところの消化率というふうに入っておりますが、今回二十七年度の予算におきましても大体消化率八〇〇程度ということで見ているので、今申上げましたように収入は大体八億という数字を弾いておるわけであります。

それから経費であります。経費は大体パーセンテージで申上げますと、賞金、つまり当籤金に充てるものが大体四四〇、それから手数料、これは街で売さばきをいたしております人々の手数料とか、取扱銀行に対する手数料等を含めてこれが九・五〇、それからその他の経費といたしまして六・四〇、このうちに今の印刷、宣伝等が入るわけでありまして、そのうち宣伝等の費用が二・三〇、それからその他の経費の中には御承知のように抽籤その他の関係で相当経費がはかにかかつております。それからそのあとの残りが約四〇・一〇くらいになると思いますが、これは政府の純益、こういうことになるとなるわけでありまして。

○木村誠八郎君 先ほど大蔵大臣は好ましくないからカムフラージュのためにこういうことをやるといってお話でしたが、第三條の「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため」と

いうのを、これをとつたら何か差支えがあらうか、とつた場合です。

○国務大臣(池田勇人君) 宝くじの発行には支障がございせんが、私はこういうものはあまり好ましくないという議論が多いから、それをやるなら一つ何か立派な積物を着せたいというふうに入れたのであります。多分ほかのほうにもこういうのが、地方宝くじの場合におきましては、何か公共事業をやるとか何かという枕詞があるものであります。私はやはり政府がやるのでございしますから、こういうものに充てるんだというので、合理性ではございせんが、妥当性を持たすのがいいんじゃないかと思つております。

○木村誠八郎君 それは非常にはつきりしたのですが、私ははじめにこれを讀んでおつてその通り解釈しておつたのですが、今の大蔵大臣のお話ですと、宝くじは好ましくない、それを何が合理的な一つの方法としてこういう枕詞を入れたということになると、これは少し考えなければならぬのじゃないかと思つたのですが、枕詞とおつしやいまして、これは削つても実際上予算に入算計上してあります、それが計上できないとか何とかという問題は起らないのであります。

○国務大臣(池田勇人君) そういう問題は起りません。それはあれがありまして宝くじを發行するとしても宝くじを發行するのとお金が入つて来る、ただだんだんのお話を聞き、又自分の考えを申上げて、好ましくない事態には何かそこで妥協性を持たすような目的を入れるのが本當じゃないか、こう思ひまし

て、私は常識的にはやはりあつたほうがいいと考へております。

○菊川孝夫君 今御説明になつた手数料の九・五〇というのですが、これは一体どういふ按分になつてゐるのですか、九・五〇のうち引受銀行はどれだけ、小売人はどれだけというふうになりやんと率はきまつてゐるんですか。

○政府委員(河野通一君) ちよつと今手許に持つておられますが、九・五〇のうち、大部分、殆んど全部が売さばき人、現実に街で売つておられるかたがたの手数料として行つておるはずであります。

○菊川孝夫君 そうすると、引受銀行と言ひますか、これは主として勸銀がやつてゐるのであります。ところが、ここへ入るのはどのくらい入りますか。

○政府委員(河野通一君) 今大部分と申上げましたのは、取扱銀行は今現実には勸業銀行がやつておるわけでありまして、勸業銀行は直接自分の窓口で売つたものについて手数料が入るのであります。一般の売さばき人にこれを売さばかしておるものにつきましては、勸業銀行としては手数料は全然とつておりません。従ひまして銀行の窓口で売る金額というものは割合に少いと思ひますから、その手数料は大した金額じやないと考へております。従つて売さばき人の頭をはねるようなことは銀行としてはやつておりません。

○菊川孝夫君 これは手数料のうちには売さばき人の手数料とか、印刷屋とか発送屋とか、そういうようなものも入つてゐるんじゃないですか。これも勸銀がとるといふことになつてゐるんですか。

○政府委員(河野通一君) それは先ほど申上げましたように、その他の諸経費として六・四〇というものがあつてゐることを申上げました。このうちに印刷費用も、それからそういう輸送費も、それから抽籤をやります場合のいろいろな経費、そういうものが全部この中に入つております。宣伝費は六・四〇のうち二・三〇がそういうことになつておるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 そうすると六・四〇の二〇でしたか、宣伝費の中には抽籤会や何かを例の劇場なんかでやるという費用はこの中から出るといふわけですか。

○政府委員(河野通一君) そういうことでございします。

○菊川孝夫君 そうだろつと思ひますが、地方銀行の連中の言ひには、その際などにこの費用の中からかなり派手にやられるので、非常にわしらみたいな地味な地方銀行あたりは、地方へ来てこれをやられるとどうも押されて困るというふうなことを言つております。東京の人がやつて来て派手にやつてしまふというよりなことをこの前に出張に参りましたときに盛んに陳情を受けましたわけでありまして、この点はどうか。その点銀行局のほうへもそういう陳情はございせんか。

○政府委員(河野通一君) そう派手にやつておるつもりもございせんが、抽籤会におきましては会場を借りていろいろ余興などをやつておる事実もございしますが、何分にもこの宝くじの金額は御承知のように全体で限度は三十五億、実際に發行いたしますのは、今二十七年といたしましては大

体三十億程度考へておるわけでありまして、地方銀行の預金吸収等に対して非常にこれが阻害的な影響を與えるといふことは、金額等から申しても大した問題じやない。それらの点も十分に考へまして、当せん金附の証券の發行につきましては予算上限度を設けて頂いておるわけでありまして、三十五億程度で抑えておるわけでありまして、これら方銀行の預金吸収ということに對して悪い影響を及ぼすということはないと私も考へております。

○菊川孝夫君 次にこの売さばき人ですが、これは街頭で学生などがアルバイトでやつてゐるのか、店舗を設けてやつてゐるのか、いろいろ区々まちまちであります。従つて實際本當のものを宝くじであるとかどうかという

ことを疑うくらいなので、夜店であつてそくを灯して売つておるものもありまして、これはどういふ資格とか何もないに、そういう統制もなしに、例へばたばこ屋でやつてゐるんだつたら、専売局で指定してゐるたばこ屋であるからというのであらうが、露店で学生のアルバイトでやつておるものもあれば、ちよつとろつそくを灯してやつておるといつたようなものもありまして、ひよつとすると本物であるかどうかというところに疑いを持ち、而も政府のほうで百万円當の宝くじを売つてゐるといふことは、どうも淋しい売り方をしておるというふうに思ふのですが、あの九・五〇は統制なくやつておる、こ

ういうやり方をやつておるのですか。

○政府委員(河野通一君) これは結局売さばきを引受けております銀行が、それについて非常に弊害のないような

選抜方法をとつてやつておるわけです。私どももいたしましては、この問題について特別に今までそういうことでいわれる弊害と申しますか、インチキがあつていろいろ御迷惑をかけたような例は全然聞いておりません。現在のところは銀行と売さばき人の間の何と言いますか、契約と言いますか、そういうことでやらして行くことで、これは差支えないというふうに考へております。

○菊川孝夫君 併し政府の発行します富くじ、宝くじにいたしましては、これはまさかああいう売り方につきましては、少し御勘考を願わなければならぬ余地があると思ひます。あれでいいというふうにあんな言われれば別として、従つて例へば売る人には勸業銀行なら勸業銀行が保証する、一つやんと店先へこれは正式に勸業銀行から指定した売さばき人であるというふうな証明書を持たすというふうなことを、これはやつてもいいと思ひますが、今それをやつておるかどうか、それをお伺ひしたい。

○政府委員(河野通一君) 売さばき人と銀行との間にはおの／＼保証契約と申しますか、保証人を立てるといふような方法をとつておりますし、又その店には現実にこれは勸業銀行の委託を受けて売さばきをやつておるといふ証明書を持つてやらしておるはずであります。

○菊川孝夫君 大体わかりましたが、まああえて学生のアルバイトにああいうことをやることを我々は阻止しようとは思ひませんが、もう少しそれが見やすいように、これは果して勸業銀行の指定のものであるというように、見やすいようにしておかないと、有楽町

あたりで一応店舗を構えてやつておるところはいいですが、三角くじが乱れ飛んだときには、本当のものがどういふかさっぱりわからんというふうに思ふときがある。それは有楽町から少し行つた先にずつと大規模な売り屋はありますが、あそこだつたらいいと思ひますが、その少し離れたところで、本当に一枚並べてそこで売つておる。併しそれで売つておつても結構売れればいいのであります。それが見やすい個所に、これは指定のものであるという、やはり勸業銀行の証明書をくらは、今夜店の店子でも全部組合員であるという証書を持つております。そのくらいな表示をするくらいな配慮はされていいと思ひます。証明書を持つていこうといふことが別に見やすいようには出ていない。襖の中に入れていくかどうか知りませんが、まさかあなたは証明書を持つていくかどうかと聞けない。証明書を見せろというところは言えない。従つてこれを見やすいように所々に置くことがいいと思ひますが、この点どうお考えですか。

○政府委員(河野通一君) 御尤もな御意見でありますので、研究いたしたいと思ひます。

○木村義八郎君 今度この法案が通りますと、国会で宝くじの予算を議決しますと、毎会計年度三十五億をいつでも発行できるということになるわけですね。国会の議決というものは必要じゃないと思ふのですが……

○政府委員(河野通一君) 予算上の措置として、収入金として八億なら八億、十億になるか、七億になるかわかりませんが、本年度八億、こういうものは歳入として予算上当然出て来る。

その意味において予算の審議には必ず乗つて来る、こう了解願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 その八億の収入は出て来ますけれども、三十五億を発行するかどうかという点については議決は一応ない。今までは、従来議決があつたのです。それが議決の必要がなくなつていくことになるのですか。

○政府委員(河野通一君) さうでございます。

○委員(長平沼彌太郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(長平沼彌太郎君) それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正の御意見のあるかたは討論中にお述べを願ひます。

○小林政夫君 私は当せん金附証票、いわゆる宝くじが国民の射幸心をそそぐ、国民思想の上においていい影響を與えないという点から考へて、幸いこ

ういう法案が出た機会に、この法案を擯り潰すことによつて、発行停止をさせたいという気持もあります。先

第三條であります。この改正規定の中

で「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは」とあります。これだけを削除したいと思ふのであります。予算的に見ましても、別にこの宝くじの収入が直接社会福祉の増進のために要する費用にも充ててなく、先ほどの大臣の木村委員に対する答弁にもあつたように、完全な枕詞であります。早く成るべく速かに宝くじの発行をやめようという趣旨から言つて、ここに目的を新たにして、而も万人が首肯するやうな目的を掲げておくといふことは、成るべく速かに宝くじの発行をやめるといふ趣旨にも反すると思ひますので、只今申上げたやうな修正をいたしたいと思ひます。

○下條泰兵君 私は当せん金附証票法ができた理由は、如何にして大衆購買力を吸収してインフレを防止するかといふことが重大課題であつた時に制定されたものであります。今、今日のように逆に如何にして大衆購買力を與えて生活を安定させるかといふことが課題になつておる時分には、当然こゝろが速かに廃止すべきものと思つておつたのであります。ところが二十七年年度の予算はすでに通つておりますので、今この法律を急に停止しては、いろいろ政府のほうでもお困りであろうと考へます。から、そこでできれば今年度限りこの法律は廃止すべきものであるという考へで、できればこの法律の有効期間を今年度限りに定めたいという考へも持つたのであります。ところが今小林委員から修正案も出ておりますし、又大蔵大臣の答弁を聞いておりました、こ

の法律によつて来る弊害については十分お考へになつていられるやうであります。からして、来年度からはこの法律のあるなしにかかわらず、この宝くじを発行しないといふことを希望條件としてこの法律の通過に賛成したいと思ふのであります。

○木村義八郎君 私はこの法律案に反対いたします。修正案が出てくるやうですが、私は「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは」の部分の削除といふことになれば、一応私の反対意見の一半は消えるのであります。が、先ほど大蔵大臣に質問したときに、この国会の議決が要らなくなるという点に私は問題があると思ひまして、改正前の條項のほうが非常にすつきりしていいと思ひます。従つて私はなぜこれを改正する必要があるのか了解に苦しむわけです。提案理由の説明にはこの発売の目的を限定した、即ち「政府宝くじは、社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要がある場合に限り発売し得ることとした」といふふうになつておるのですが、これは大蔵大臣の説明によれば枕詞であるといふことになりまして、改正する意味がないと思ひます。さうしてなお悪いことには社会福祉の増進のためにこの宝くじを発行するといふ名目において集めたその資金を、これを警察予備隊に使つても差支えないことになるわけですが、はつきりと宝くじで集めた財源は必ず社会福祉のためにこれを使うといふことになつておらないのです。従つてむしろこれは欺瞞になると思ひます。むしろ欺瞞になつて改正前よりなお悪くなる、改正前ならばつきりそ

いうことが書いてないから却つていいのですけれども、改正後においては何か社会福祉増進のために宝くじを発行するように正直な国民は思つておる。豈図らんやそれが枕詞で実際には警察予備隊に使われておるといふ、こういう欺瞞の結果が私は生ずると思つておる。これが私は改正案に対して反対する第一の理由です。

第二の理由は、やはりこの宝くじ発行の制度を残して置けば、今後警察予備隊の増強とか、或いは再軍備の要請が起つたときにこれが濫用される私は危険があると思ふ。そういう意味において今一応三十五億とはなつておりますが、併しそれによつてもやはり国会の議決を金額においてはやる必要がある、こう思ふのです。従つてこの改正前の第三條のほうに私はむしろよろしいのであつて、今度の改正案のほうにむしろ改悪である、こういうふうに思ひますので本案に私は反対するものであります。

○菊川孝夫君 私も本案には反対いたします。と申しますのは、我々はやはり基本的には先ほど小林さんも下條さんも言われましたように、成るべくこういうものは逐次廃止して行かなければならぬ、どうしても宝くじとかそういうものは類魔的な空気を私は作つて行くものであらうと思ふ。従つて富くじを最初に設けるときには、言論機関、学者等にしても相当批判があつた、併し当時の情勢としてまあ設けられた。最近におきましては、まだ完全な安定とは言えないにいたしましては相当安定いたしまして、而も今国会には貸付信託法とか、こういうつた一応正常のほうへだん／＼進みつつある矢先

にこれをまだ、而もだん／＼魅力もなくなつて来ているときに、これを残して置くという必要は私はもうないのではないかと思ふ、而も金額にしまして三十五億なら、これはもうインフレ防止というやうなことはもう理由にならん。従つてそこに至つたときに今度は公共の福祉のための費用に充てるためだといふやうな理由をつけてみた。

ところがその公共の福祉とはつきりとそれだけ儲かつたやつは全部公共の福祉、特別の救済事業に充てるとか、結核の予防に充てるとかして置くならばいざ知らず、そういうふうにはされないで、そういたしますとただ名目だけに反つておるを得ないのであります。最後に私たちがあの競馬にいたしましては競輪にいたしまして、最近こうした射幸心を煽る空気がだん／＼と国内に充満しつつある。従つてこれを一挙にやめようと言つたところで、なか／＼相当迷惑もありまして、特に競輪や競馬のごときは施設も持つておりますので、直ちにやめるといふことは非常に摩擦が多いだらう。なお地方の自治体の財政にも影響を與えますので、これも逐次開催場所、回数等を減らして行くとか、開催日時を日曜、土曜、祭日等に限定して行くといふうにして、自衛するほうへ向うべきであるといふやうな我々方針であります。併しこの当せん金附証票のごときは、これは大してやめても僕は摩擦はないと思ふのです。あえて反対があるとするならば勸銀ぐらいのものだと思ふ。大した摩擦なしにやめ得る。従つてこの際はやめるべきである、こういう

うふうな点からこの改正案には反対いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。先ず討論中にありました小林委員の修正案を議題といたします。小林委員の修正案に賛成のかたの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。小林委員の提案の通り修正案は可決せられました。

次に只今の修正部分を除いて原案について採決をいたします。修正部分を除いた原案に賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平沼彌太郎君) 多数であります。よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

森 八三一	波多野 鼎
黒田 英雄	大矢半次郎
岡崎 眞一	木内 四郎
大野 幸一	小宮山常吉
下條 恭兵	小林 政夫
澤淵 春次	菊田 七平
西川 甚五郎	

○澤淵春次君 この際日本銀行總裁一万田氏に本委員会に来て頂いて、独立

後の日本金融政策についての日銀總裁としての意見をお聞きしたと思ひます。そのので、本委員会において一万田總裁の御意見を聞くべしとの動議を提出いたしました。理由は「日本銀行ハ國家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ圖ル爲メ國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス」といふ、この日本銀行法の第一條の目的によつて設立されたのであります。制定された昭和十七年、更に終戦後の昭和二十年の改正等、十二年、二十三年、二十四年、二十六年、逐次日本銀行法は改正されて参りましたが、戦争中における状態と戦後における金融の状態と更に二十八日の午後十時三十分を期しての講和條約なり安保條約の発効によりまして、日本の独立が確立いたしました。そういったしますと、今日まで占領治下における金融政策と今後における金融政策との上におきまして、大局は大蔵所管大臣のそれ／＼の目的によつて決せられるのであると思ひますけれども、金融の面を担当する日本銀行のあり方について十分当委員会においても検討を加え、そうして日本銀行の持つその目的に副うように運用して行かなければならぬと思ふのであります。一万田總裁の独立後における金融政策に対する見解をお聞きし、そうして将来日本の金融政策に對するの確固たる方針の下に、今日大企業は相當國家の保護を受けておる形がとられておりますが、中小企業、地方農村の人々におきましても結局悩んでおる問題は金融の問題でありまして、いろ／＼なる事項が論ぜられました。附結するところ金融の問題が如何に解決されるかによりまして

してすべては決定されるのでございしますから、これにつきまして十分日銀を背負うて立つ總裁の意見を聞きまして、大蔵委員会といたしまして今後日本の大蔵所管の事項についての適切な委員会の審議を遂げて行く上におきまして必要だと存じますので、日銀總裁の一万田氏の意見を求めるために出席を求むるの動議を提出いたします。

併せてこの際他の民間銀行のかたがたの代表的な意見を聞く必要もあるのじやないかと思ひますので、委員長におかれられて適当に先輩委員各位の御意見を徴せられて、他の銀行のかたがたの意見を聞くことについても適切な考慮を拂われんことを附言いたしておきます。

○大野幸一君 澤淵委員の発言に關連して日本開發銀行總裁の御出席を求め意見を聞くことについての動議を提出します。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今の澤淵委員と大野委員からの動議に對して、その通り委員長として取扱うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それでは日にち並びに方は理事會に御一任願ひます。

では本日委員会はこれを以て散會いたします。

午後零時三十七分散會

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、塩専売法の一部を改正する法律案

塩専売法の一部を改正する法律案
塩専売法の一部を改正する法律案
塩専売法(昭和二十四年法律第百
十二号)の一部を次のように改正す
る。

第二十九條第一項中「公社は、」の
下「」の間に、「製造」の下に
「又は、」を、しんその他政令で
指定する漁獲物の塩蔵」を加え、同
條第二項後段を次のように改める。

特別価格で買ひ受けた塩を前項
の用に供するため第四項の規定に
よる公社の許可を受けて譲り受け
た者及び特別価格以外の価格で買
ひ受けた塩を第五項の規定による
公社の承認を受けて前項の用に供
する者についても同様とする。

第二十九條第四項後段を次のよう
に改める。

この場合において、左の各号の
一に該当するときは、公社は、そ
の塩を特別価格で買ひ受けた者か
ら当該各号に掲げる金額を徴収す
る。

第二十九條第四項に第一号及び第
二号として次のように加える。

一 特別価格で買ひ受けた塩をそ
の目的を変更して第一項の用以
外の用に供する場合又はこれを
同項の用以外の用に供するため
他に譲り渡す場合においては、
当該特別価格と前條第一項の売
渡価格との差額に相当する金額

二 第一項の化学製品の製造の用
に供するため特別価格で買ひ受
けた塩をその目的を変更して同
項の漁獲物の塩蔵の用に供する
場合又はこれを同項の漁獲物の
塩蔵の用に供するため他に譲り

渡す場合においては、同項の化
学製品の製造の用に供する者に
売り渡す場合の特別価格と同項
の漁獲物の塩蔵の用に供する者
に売り渡す場合の特別価格との
差額に相当する金額

第二十九條第五項中「塩が」の下に
「あらかじめ公社の承認を受けて」
を、「対し、」の下に「大蔵省令の定
めるところにより、」を加え、「の五
分の四に相当する金額の」をに相当
する金額の範囲内で」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

四月二十六日本委員会に左の事件を付
託された

一、国有財産特別措置法案(予備審
査のための付託は三月十一日)
一、国民貯蓄債券法案(予備審査の
ための付託は三月二十六日)
一、設備輸出為替損失補償法案(予
備審査のための付託は三月二十七
日)

一、塩専売法の一部を改正する法律
案(予備審査のための付託は四月
二十四日)
一、国有財産法第十三條の規定に基
き、国会の議決を求めるの件(予
備審査のための付託は四月十五
日)

四月二十六日本委員会に左の事件を付
託された

一、労働用加配酒存続に関する請願
(第一六九〇号)
一、信用協同組合育成強化に関する
障害除去の請願(第一六九一号)

一、信用協同組合育成強化に関する
障害除去の請願(第一六九一号)

(第一七二〇号)(第一七二一号)
(第一七二二号)(第一七七五号)
(第一七七六号)(第一七七七号)
(第一八〇七号)(第一八一四号)
(第一八三三三号)
一、油津港を貿易開港に指定の請願
(度一七〇七号)

一、銀行従業員給与に對する大蔵省
の干渉、統制排除の請願(第一七
一九号)
一、弁護士に對する課税の請願(第
一七九四号)

一、信用保証会法制定に関する陳情
(第九三六号)

第一六九〇号 昭和二十七年四月十
四日受理

労働用加配酒存続に関する請願(一通)
請願者 横浜市西区高島通一
ノ一二関東地方造船勞
働組合連絡協議会内
木田富蔵外一名

紹介議員 棚橋 小虎君
労働者の労働意欲を高揚し、生産の増
強を計るため、重要産業に臨時物資需
給調整法廃止後も従前に引き続き勞務
用特価酒の配給を当局に指示せられる
とともに、配給に當つては労働組合な
らびに中央地方の労働物資協議会の意
向を充分参しやくし、各事業所に割當
てるよう指示せられたとの請願。

第一六九一号 昭和二十七年四月十
四日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 奈良市東向中町六社団
法人奈良県商工会議所
会頭 越智岩太郎
紹介議員 駒井 康平君

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 奈良市東向中町六社団
法人奈良県商工会議所
会頭 越智岩太郎
紹介議員 駒井 康平君

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 奈良市東向中町六社団
法人奈良県商工会議所
会頭 越智岩太郎
紹介議員 駒井 康平君

中小企業金融打開を使命とする推進
機関としての信用組合は、その数を逐
次増加し発展の傾向にあるが、信用金
庫法施行に當り府県監督権移行と同時
に組合員以外の預金の受入れを禁ぜら
れることとなるため、業務執行上非常
な障害となり、弱体化せられる虞れが
生じ、信用組合の危機を招来している
から、すみやかにこの障害を除去して
信用組合育成強化の措置を講ぜられ
たいとの請願。

第一七二〇号 昭和二十七年四月十
五日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 石川県金沢市上近江町
一五金沢水産信用組合
長 達摩與外十七名
紹介議員 中川 幸平君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七二二号 昭和二十七年四月十
五日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 愛知県西春日井郡新川
町大字土器野新田三七
〇西春日井信用組合専
務理事 水野美作
紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七二二号 昭和二十七年四月十
五日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 愛知県西春日井郡新川
町大字土器野新田三七
〇西春日井信用組合専
務理事 水野美作
紹介議員 重宗 雄三君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七二二号 昭和二十七年四月十
五日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内

三ノ一東京都庁内東京
都職員信用組合専務理
事 米澤辰四郎
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七七五号 昭和二十七年四月十
六日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 秋田県横手市長 佐々
木一郎
紹介議員 長谷山行毅君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七七六号 昭和二十七年四月十
六日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 佐賀市松原町七三佐賀
県中小企業連盟会内
小柳儀六
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七七七号 昭和二十七年四月十
六日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 岐阜県掛機郡木村大
字大野二〇一ミノ大野
信用組合理事長 河野
賢一
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一七七七号 昭和二十七年四月十
六日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除
去の請願
請願者 岐阜県掛機郡木村大
字大野二〇一ミノ大野
信用組合理事長 河野
賢一
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一六九一号と同
じである。

第一八〇七号 昭和二十七年四月十七日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 愛媛県宇摩郡三島町伊予三島商工會議所会頭 井川伊勢吉

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一八一四号 昭和二十七年四月十七日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 山口県小野田市中川町小野田信用組合長 奥正人

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第一六九一号と同じである。

第一八三四号 昭和二十七年四月十八日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 福島県石城郡湯本町湯本信用組合理事長 松本久吉

紹介議員 木村 守江君

この請願の趣旨は、第一七二〇号と同じである。

第一七〇七号 昭和二十七年四月十四日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 宮崎県日南市市長 井戸川一外一名

紹介議員 竹下 豊次君

油津港は、南九州唯一の良港として知

られ、戦前は中国、朝鮮、台湾、琉球等の地域に対する木材輸出港として、また戦後は、朝鮮、沖縄に対する軍用材輸出港として重要な役目を果たしており、商港としての態勢も着々強化され、多年の懸案であつた重要港の指定も受けている。しかるに同港が現在不開港であるため、外国船の出入に際して手続上の不便が多いばかりでなく、後方地区の林産物輸出に重大な支障を與えているから、すみやかに同港を貿易開港に指定せられたいとの請願。

第一七一九号 昭和二十七年四月十五日受理

銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願（二通）

請願者 岩手県盛岡市紺屋町一二二岩手殖産銀行従業員組合内 小笠原宗太郎外一名

紹介議員 木村福八郎君 千田正君

現在銀行従業員の諸給与は、何ら法的な根拠がないにもかかわらず、大蔵省當局によつて実質的な統制下におかれており、この統制は名目的には監督官庁としての権限内の経理指導によるものと弁解されているが、実質は労使間で自主的に決められる労働条件に対して権力をもつて介入するもので、これは全く戦時中の賃金統制に類する官僚的な賃金干渉であるから、このような不当な給與に対する干渉、統制が行われないようこれを即時停止させる有効な方策を講ぜられたいとの請願。

第一七九四号 昭和二十七年四月十七日受理

弁護士に対する課税の請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関一ノ一東京弁護士会内 水野東太郎外千二百八十七名

紹介議員 溝淵 春次君

弁護士は、弁護士法によつて業務を行うが、その業務は、税法上の事業と異なり、各自の負担において公的的使命を達成するものであり、弁護士に対し事業税を課するのは、不合理であるから、所得税法中に弁護士業務を特定するとともに、地方税法中特別所得税の一部を改正する等弁護士に対する課税の適正化を図られたいとの請願。

第九三六号 昭和二十七年四月十四日受理

信用保証会法制定に関する陳情

陳情者 長野県諏訪市議會議長 太田熊次郎

政府においては目下信用保証協会法を立案中のよしであるが、これが法文化に際しては、（一）政府保証基金の積極的援助をされること、（二）中小企業信用保証制度の保険負担を政府七十五パーセント協会二十五パーセントに改めること、（三）金融機関に対する協会の自主性を法的に規定すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

五月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、在外資産の調査に関する請願（第一八四八号）

一、信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願（第一八六〇号）

（第一八七九号）（第一九一七号）

（第一九四〇号）（第一九五九号）

一、労働用特種酒在統に関する請願（第一八八七号）

一、銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願（第一九一一号）

一、農業協同組合に対する課税減免の請願（第一九一八号）

一、美術品の物品税撤廃に関する請願（第一九三八号）

一、文化財保護法による指定国宝等の物品税撤廃に関する請願（第一九三九号）

一、在外資産の補償等に関する請願（第一九六四号）

二、果汁消費税撤廃に関する請願（第一九八一号）

一、公認会計士法中一部改正に関する陳情（第一九八九号）

第一八四八号 昭和二十七年四月十九日受理

在外資産の調査に関する請願（十八通）

請願者 山口県宇部市西区朝日町 村上誠外千三百七十七名

紹介議員 千田 正君

在外資産は、父祖世代にわたつて蓄積された血と汗の結晶であるが、これが価値不明のまま戦争賠償に充当されることは関係者の忍びえない処であり、連合国との賠償交渉に当つても詳細な資料が必要であるから、政府はこの際在外資産の調査を実施せられたいとの請願。

第一八六〇号 昭和二十七年四月二十一日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ一第三信用協

同組合長理事 佐々田三郎 櫻内 辰郎君

中小企業の金融打開を使命とする推進機関としての信用組合は、その数を逐次増加し発展の傾向にあるが、信用金庫法施行に当り府県監督権移行と同時に組合員以外の預金の受入れを禁ぜられることとなるため、業務執行上非常な障害となり、弱体化せられる虞が生じ、信用組合の危機を招来しているから、すみやかにこの障害を除去して信用組合育成強化の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七九号 昭和二十七年四月二十一日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 広島県安芸郡新市町大字新市七〇三新市信用組合長理事 木村一太 外百三名

紹介議員 山下 義信君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同じである。

第一九一七号 昭和二十七年四月二十二日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 愛知県知多郡大野町大野町信用組合長理事 森田五郎

紹介議員 竹中 七郎君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同じである。

第一九四〇号 昭和二十七年四月二十三日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 愛知県春日井郡品野町品野信用組合長理事 戸田兼助外一名

紹介議員 山田 佐一君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同じである。

第一九五九号 昭和二十七年四月二十四日受理

信用協同組合育成強化に関する障害除去の請願

請願者 香川県仲多度郡善通寺町本郷通四国ミシン企業組合内 松本喜佐美外四名

紹介議員 三好 始君

この請願の趣旨は、第一八六〇号と同じである。

第一八八七号 昭和二十七年四月二十二日受理

労務用特価酒に就いての請願(二通)

請願者 東京都中央区新島町二ノ一四全日本造船労働組合石川島分會内 柳沢謙造外一名

紹介議員 原 虎一君

労務用特価酒は、臨時物資調整法の廃止によつて実質的全廃となるところ、これが労働力再生産に與へた好影響から存続することとなつたが、実際の運賃に當つて、配給対象となる産業が明らかでない上に配給数量が不明であるから、(一)造船産業に物調法廃止後も従前通り労務用特価酒を配給すること、(二)量については従前の実状から最低一千石を配給すること、(三)配分に當つては労働組合の意向を参しやくして各事業所に割當てること等の実現を図りたいとの請願。

第一九一一号 昭和二十七年四月二十二日受理

銀行従業員給與に対する大蔵省の干渉、統制排除の請願

請願者 秋田市茶町菊ノ丁二二秋田銀行職員組合内 鎌田善一

紹介議員 長谷山行毅君

現在銀行従業員の諸給與は、何ら法的な根拠がないにもかかわらず、大蔵省当局によつて実質的な統制下におかれ、この統制は、名目的には監督官庁としての権限内の修理指導によるものと弁解されているが、実質は労使間で自主的に決められる労働条件に対して権力をもつて介入するもので、これは全く戦時中の賃金統制に類する官僚的な賃金干渉であるから、このようにな不當な給與に対する干渉、統制が行われないようこれを即時停止させる有効な方策を講ぜられたいとの請願。

第一九一八号 昭和二十七年四月二十二日受理

農業協同組合に対する課税減免の請願

請願者 宮崎県議會議長 日高 弥一

紹介議員 竹下 豐次君

設立以来、経済界のいぢるしい変動と災害の連続により、経営不振に陥つてゐる農業協同組合も、昨年四月の農業協同組合再建整備法の制定と、政府の財政的援助によつて業務の健全化を取り戻している。従つて社会的性格と組織上の特質より特別法人として特別が認められてきた同組合に対し、法人税の軽減、府県税および附加価値税の免税等課税の減免措置を講ぜられたいとの請願。

第一九三八号 昭和二十七年四月二十三日受理

美術品の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ一二美術商五都連合會内 藤山順吉外四名

紹介議員 團 伊能君

わが国の美術品は文化国家を呼号する敗戦後の日本にとつて世界に誇り得る一つであつて、政府はこれらに對してき得る限りの保護援助を與えるのが当然であるのに、これとは全く反對に美術品保護の立場にある愛好家にとつて一層の負担となる物品税を賦課することとは、美術品の保護発展の上より誠に遺憾であるから、これがすみやかなる撤廃を図られたいとの請願。

第一九三九号 昭和二十七年四月二十三日受理

文化財保護法による指定国宝等の物品税廃止に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ一二美術商五都連合會内 藤山順吉外四名

紹介議員 團 伊能君

文化財保護法に基いて國家が保護してゐる国宝、重要文化財および重要美術品は、所有者において監視の義務を課せられてゐる。しかるに所有者が美術商に売却し、美術商がこれを他の所蔵家に売却する場合、一割の物品税を課せられてゐるが、これは文化財保護法の精神に反するものであるから、この場合における物品税を廃止せられたいとの請願。

第一九六四号 昭和二十七年四月二十四日受理

在外資産の補償等に関する請願

請願者 岡山県議會議長 蜂谷 初四郎

紹介議員 加藤 武徳君 島村 軍次君 黒田 英雄君

引揚者に対する在外資産の補償および在外公館等の支拂は、政府の責任に属することを考慮せられ、早急にこれが補償ならびに支拂を実施せられるとともに、在外公館等借入金金の支拂見込額については、最高一件五万円とする方針のよしであるが、低額にすぎることから、さらなるべくに制限を引き上げられたいとの請願。

第一九八一号 昭和二十七年四月二十四日受理

果汁消費税廃止に関する請願

請願者 松山市一番町愛媛県青果販売農業協同組合連合會會長 桐野忠兵衛

紹介議員 玉柳 實君

果汁は一般飲料水に比し栄養価値が多く、現在大衆化されつつあるから、一般消費者へなるべく安価に提供できよう。現在の果汁に對する消費税を廃止せられたいとの請願。

安定な状態から救い、職業會計士の混亂を統一するために公認會計士法の一部を改正せられたいとの陳情。

五月六日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

一、高金利等の取締に関する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「國家公務員とする。」を「刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」に改める。

第十七條の二を創る。

第三十五條中「(同條第一項第三号を適用する場合を除く。)」を創る。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條 創除

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 創除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 國家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「國民金融公庫、」を創る。

第二條第一項第一号中「國民金融公庫及び住宅金融公庫の總裁並

びに「住宅金融公庫總裁及び」に改める。

3 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「並びに商船管理委員会及び国民金融公庫の役員員」を削る。

4 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項第七号中「国民金融公庫」を削る。

5 この法律施行前に国民金融公庫の役員及び職員（国民金融公庫法第十七條に規定する役員及び職員をいう。以下同じ。）がその職務上知ることができた秘密については、国民金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる国家公務員とみなして国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百條第一項及び第百九條第十二号の規定を適用する。

6 この法律施行前に生じた事由に基く国民金融公庫の役員及び職員その他同公庫に使用される者に対する給與及び旅費並びにその者の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。

高金利等の取締に関する法律案
高金利等の取締に関する法律
（高金利等の禁止）

第二條 何らの名義をもつてするを問はず金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介をする行為を業として行う者（銀行、信託会社、保険会社、無盡会社、信用金庫、信用金庫連

昭和二十七年五月十六日印刷

昭和二十七年五月十七日発行

合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合及び水産業協同組合その他その業を行うにつき他の法律に特別の規定のあるものを除く。）は、何らの名義をもつてするを問わず、又、いかなる方法をもつてするを問わず、金銭の貸付の利率又は金銭の貸借の媒介の手数料率についてはその媒介に係る金銭の貸付の金額に対し五分の限度をこえて、これを契約し、又はその限度をこえる利率若しくは手数料率による利息若しくは手数料を受領してはならない。

2 手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付は、前項の規定の適用については、同項の金銭の貸付とみなす。

3 第一項の規定は、利息制限法（明治十年太政官布告第六十六号）の規定の適用を妨げない。

（罰則）
第二條 前條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人

に対して同項の罰金を科する。

3 前項の規定により法人でない社団又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその社団又は財団を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 貸金業等の取締に関する法律（昭和二十四年法律第七十号）は、廃止する。

3 銀行法（昭和二年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。
第三十三條中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

4 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。
第十八條中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

5 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二十條中「五千円以下ノ罰金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

6 無盡業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。
第三十六條中「三千円以下ノ罰

金ニ処ス」を「三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。
7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。